

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人  
(子育て支援部こども育成課)

### 旭川市放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃から、本市の子育て支援施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、北海道における新型コロナウイルス感染症に係る警戒ステージが、令和2年10月28日からステージ2に移行されたことに伴い、本市の放課後児童クラブにおける対応について、次のとおり変更いたしますのでお知らせします。

#### 1 令和2年11月6日からの変更点

これまでは、利用児童に発熱や呼吸器症状等がある場合には、登会自粛をお願いしていましたが、令和2年11月6日以降は、学校と同様に利用児童の同居の家族に発熱や呼吸器症状等がある場合についても、登会自粛をお願いします。

#### 2 御家庭へのお願い

- (1) 利用児童の健康管理や検温等の健康観察をお願いします。  
※朝の体温を連絡帳に記入してください。
- (2) 手洗いや咳エチケットなど感染症予防について、御家庭での指導をお願いします。また、マスクの着用についても御協力をお願いします。
- (3) 利用児童や保護者（他の同居家族を含む。）に発熱や呼吸器症状（比較的軽い風邪の症状が続く。）等がある場合には、登会自粛をお願いします。  
※呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- (4) 発熱や呼吸器症状等の体調不良が見られた場合は、児童クラブから連絡しますので、御対応くださいようお願いします。

#### 3 登会自粛をお願いする判断基準について

- (1) 学校内で児童や学校職員に感染者が発生した場合、当該小学校は臨時休業（学校閉鎖）措置をとることとなり、併せて当該児童クラブも臨時休会となります。
- (2) 支援員等に感染者が発生した場合や、利用児童に感染者が発生した場合、当該校の児童クラブ（複数ある場合は全て）は臨時休会とします。なお、休会の期間については、感染の状況等を踏まえ、関係機関とも協議の上、その都度判断します。
- (3) 利用児童や保護者（他の同居家族を含む。）に、濃厚接触者が発生した場合は、保健所の健康観察期間が終了するまでは、登会自粛をお願いします。
- (4) 利用児童や保護者（他の同居家族を含む。）に発熱や呼吸器症状（比較的軽い風邪の症状が続く。）等がある場合には、登会自粛をお願いします。  
※呼吸器症状等が感染性のものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

(担当)

こども育成課こども事業係

TEL：25-9127 FAX：26-5722